

議案第 1 4 5 号

渋川市個別処理浄化槽条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市個別処理浄化槽条例の一部を改正する条例

渋川市個別処理浄化槽条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「用いる次の各号の」を「次の各号に掲げる」に、「当該各号に掲げる」を「それぞれ当該各号に定める」に改める。

第 4 条第 1 項中「（以下「申請者」という。）」を削り、同条第 2 項中「行った申請者」を「行った者（以下「申請者」という。）」に改める。

第 6 条中「同様」を「、同様」に改める。

第 9 条中「排水設備」を「第 6 条の規定による承認を得た者は、排水設備」に改める。

第 1 0 条中「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第 1 2 条中「汚水の量」の次に「（以下「排除汚水量」という。）」を加え、「これ」を「、これ」に改める。

第 1 3 条中「使用者が排除した汚水の量」を「排除汚水量」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 営業等に伴い使用する水の量が排除汚水量と著しく異なる使用者は、浄化槽を使用した月の末日から起算して 7 日以内に、排除汚水量及びその算出根拠を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。この場合において、前 2 号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書を勘案して排除汚水量を認定する。

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 管理者は、前項第 2 号及び第 3 号に該当し、特に必要と認めるときは、排除汚水量を測定するための計測器具を設置することができる。

第 1 4 条中「排水汚水量」を「排除汚水量」に改める。

第18条第1項中「又は排水設備」を削り、「立ち入らせ、」の次に「排水設備の」を加える。

第19条第1項中「使用者」の次に「並びに土地の権利者」を加える。

第22条中「を適用除外とする」を「については、この条例の規定は、適用しない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

第12条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、1か月につき次表に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

表（略）

（排除汚水量の算定方法）

第13条 排除汚水量の算定は、次に定めるところによる。

(1)・(2)（略）

(3) 営業等に伴い使用する水の量が排除汚水量と著しく異なる使用者は、浄化槽を使用した月の末日から起算して7日以内に、排除汚水量及びその算出根拠を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。
この場合において、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書を勘案して排除汚水量を認定する。

2 管理者は、前項第2号及び第3号に該当し、特に必要と認めるときは、排除汚水量を測定するための計測器具を設置することができる。

（中途使用における使用料の算定）

第14条 月の中途において浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止中のものを再使用しようとするときは、当該月分の使用料は、次に定めるところによる。

(1) 使用日数が15日を超えないで使用水量が第12条の表の基本使用料の欄に規定する排除汚水量の2分の1以下のときは、基本使用料の2分の1の額

(2) 使用日数が15日を超えたとき、又は使用水量が第12条の表の基本使用料の欄に規定する排除汚水量の2分の1を超えたときは、1か月として算定した額

（立入検査）

第18条 管理者は、浄化槽の管理上必要があると認めるときは、所有者又は使用者の占有する土地、建物 に職員を立ち入らせ、排水設備の調査又は検査させることができる。

2（略）

第12条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量 に応じ、1か月につき次表に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

表（略）

（排除汚水量の算定方法）

第13条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1)・(2)（略）

（中途使用における使用料の算定）

第14条 月の中途において浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止中のものを再使用しようとするときは、当該月分の使用料は、次に定めるところによる。

(1) 使用日数が15日を超えないで使用水量が第12条の表の基本使用料の欄に規定する排水汚水量の2分の1以下のときは、基本使用料の2分の1の額

(2) 使用日数が15日を超えたとき、又は使用水量が第12条の表の基本使用料の欄に規定する排水汚水量の2分の1を超えたときは、1か月として算定した額

（立入検査）

第18条 管理者は、浄化槽の管理上必要があると認めるときは、所有者又は使用者の占有する土地、建物又は排水設備に職員を立ち入らせ、 調査又は検査させることができる。

2（略）

(保管義務等)

第19条 申請者及び使用者並びに土地の権利者は、浄化槽を適正に保管、使用しなければならない。

2～4 (略)

(適用除外)

第22条 次に掲げるものについては、この条例の規定は、適用しない。

(1)～(3) (略)

(保管義務等)

第19条 申請者及び使用者_____は、浄化槽を適正に保管、使用しなければならない。

2～4 (略)

(適用除外)

第22条 次に掲げるものを適用除外とする_____。

(1)～(3) (略)